

## 8 利子補給額確定申請

- ・ 交付決定を受けた場合は、**融資実行日（融資金が管理組合の口座に振り込まれた日）から起算して150日以内**に利子補給額確定申請の手続きを行ってください（原則郵送提出）。
- ・ マンション改良工事助成申込みから利子補給額確定申請までの間に、理事長に変更があった場合は、申請と併せて管理組合代表者等変更届を提出してください。（代表者等変更の手続きは、14ページの「10 管理組合代表者等変更」をご覧ください。）
- ・ マンション管理条例に基づく**要届出マンション（2ページ参照）**で申込時に管理状況の届出及び更新の届出を行っていなかった場合は、その後**届出が行われていないと利子補給額確定申請の受付ができず、利子補給されません**ので注意してください。

■ 申請に必要な書類…申請には、以下の（１）～（６）が必要です。

### （１）利子補給額確定申請書

- ・ この申請書は、助成申込後に交付決定通知をお送りする際に同封します。
- ・ 申請書の記載要領等を、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

### （２）機構の「金消契約締結に関する通知書（総額決定通知）」の写し

### （３）機構と締結した「金銭消費貸借契約証書」の写し

### （４）金融機関の償還予定表の写し

### （５）工事写真（施行前及び施工後）

- ・ 工事種類毎及び建物全景を提出してください。
- ・ 工事写真が膨大になる場合は、厚さ1cm未満になるよう、抜粋・両面印刷等をお願いします。  
（例：バルコニー防水の施行前後の写真が全戸分ある場合、任意の1戸の施行前後の写真のみを抜粋）  
ただし、耐震診断の実施等に要する費用を融資の対象とする場合は、建物全景の写真と、実施した業務の結果が分かる主な成果物（耐震診断結果の報告書、長期修繕計画等）の写しを提出してください。

### （６）「利子補給概要」送付用封筒

- ・ A4用紙が三つ折りで入る大きさ（長3サイズ）に、**110円切手**を貼り付けてください。
- ・ 委任状により、利子補給概要受領が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合等の住所を記入してください。
- ・ 委任されている場合は、管理会社や施工会社等宛ての料金受取人払郵便もご利用いただけます。

### 【郵送先】

〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当